

くらしの安心情報

情報ファイル NO.86

平成 22 年 4 月 13 日

現在、キャッシングをよく利用していますが、借入条件が厳しくなると聞いたのですが…。

相談内容

【相談者 40代 女性】

先日、クレジットカードでキャッシングしている信販会社から、年収等を証明する資料の提出を求める旨の書類が送付されました。また、ニュースなどで法律が改正され、借入れのルールが変わるので、新たな借入が制限されると聞きましたが、どのようになるのでしょうか？

対処方法

返済能力を超えた借金を重ね、多重債務に陥る人が多くいます。このため、今年の6月までには借り過ぎ防止の観点から貸金業者からの借入額が制限されます。(改正貸金業法 平成22年6月までに完全施行)

- ・ 相談者には、原則として借入総額は年収の3分の1までとなること、また、1社で50万円を超える、または、他社と合わせた借入総額が100万円を超える借入れの場合は、貸金業者に対して源泉徴収票等資力を明らかにする書面の提出が必要になることを説明しました。(専業主婦(夫)は配偶者の同意(同意書、住民票等の証拠書類の提出)が必要です。) なお、住宅ローン等、借入総額から除外するケースもあります。
- ・ くれぐれも、ローン・キャッシングを利用するときは、今、本当に必要なお金なのか、毎月の返済額に無理がないかなど、冷静に考えることが大切です。

借りるのに夫の同意があるの？



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)